

立川市居住支援協議会会則の一部を改正する会則（案）

立川市居住支援協議会会則（令和 3 年 9 月 27 日）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
別表（第 4 条関係）		別表（第 4 条関係）	
区分	会員	区分	会員
不動産関係団体	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第十二ブロック 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩北支部 独立行政法人都市再生機構 東京都住宅供給公社	不動産関係団体	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会立川支部 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩北支部 独立行政法人都市再生機構 東京都住宅供給公社

附 則

この会則は、令和 5 年 6 月 23 日から施行する。